

第 6 編 災害復旧・復興対策

第6編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進	407
第1 被害の調査	407
第2 公共施設等の復旧	407
第3 激甚災害の指定	407
第4 激甚災害指定による財政援助	408
第5 特定大規模災害	408
第2節 被災者の生活再建等の支援	409
第1 災害弔慰金等の支給	409
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	410
第3 租税等の減免及び徴収猶予等	410
第4 住宅の確保	410
第5 被災者生活再建支援金	411
第6 り災証明書の交付等	414
第3節 中小企業の復旧支援	415
第1 市の措置	415
第2 資金の融資	415
第4節 農林漁業関係者の復旧支援	416
第1 市の措置	416
第2 資金の融資	416
第5節 ライフライン等の復旧	417
第1 上水道（大阪広域水道企業団）	417
第2 下水道（市、大阪府）	417
第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	418
第4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）	418
第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社N T T ドコモ（関西支社）、K D D I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	419
第6 共同溝・電線共同溝（市、大阪府、近畿地方整備局）	419
第7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）	419
第8 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）	420

第9 道路（市、大阪府、近畿地方整備局）	420
第2章 復興の基本方針	
第1節 復興の基本方針	423
第1 復興に向けた取組み	423
第2 復興計画の作成	423

第 1 章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進する。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとし、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

また、市は、被害状況の把握と対応策の検討に併せ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行う。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに大阪府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、国又は大阪府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、災害査定が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

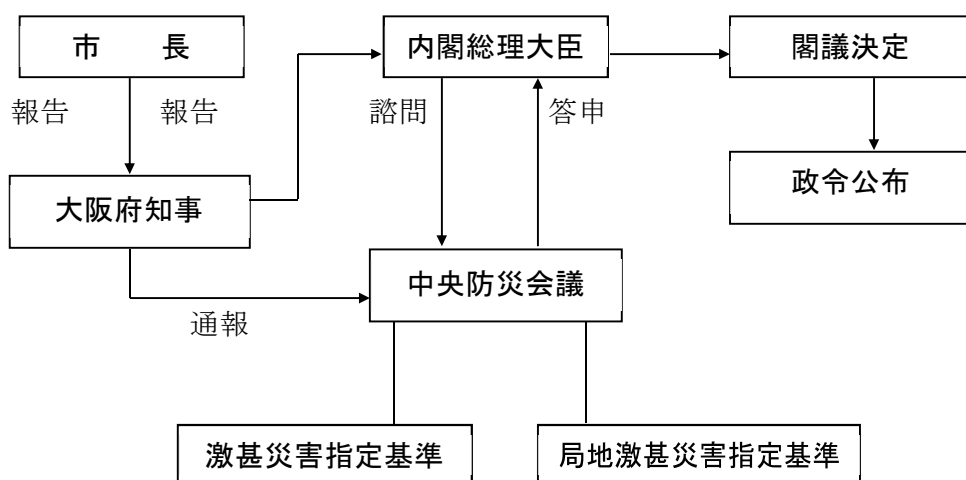
第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な手続きを進める。

※資料8-2「激甚災害指定基準」

※資料8-3「局地激甚災害指定基準」

激甚災害指定の手続きの流れ



第4 激甚災害指定による財政援助

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

※資料8-5「災害復旧に伴う国の財政援助等」

第5 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、大阪府に対し、権限代行制度により、市に代わって工事を行うことを要請する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障がい見舞金

市は、「高石市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき弔慰金または見舞金を支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ウ 大阪府域において5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

- ア 死亡又は障がい、故意または重大な過失による場合
- イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障がい見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

2 災害見舞金

市は、「高石市災害見舞金等支給要綱」に基づき、死亡弔慰金又は災害見舞金を支給する。ただし、前項に基づき給付されるときは除く。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により大阪府域に災害救助法が適用された場合、「高石市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 大阪府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 大阪府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- 4 市は、地方税法及び高石市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 5 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第4 住宅の確保

市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅の斡旋を行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居や営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、大阪府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

大阪府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び大阪府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害。

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害。

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記(3)ア～ウの世帯 100万円

・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）【＜ ＞は中規模半壊世帯】

- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円＜100万円＞
- ・住宅を補修した場合 100万円＜50万円＞
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円＜25万円＞

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1/2）

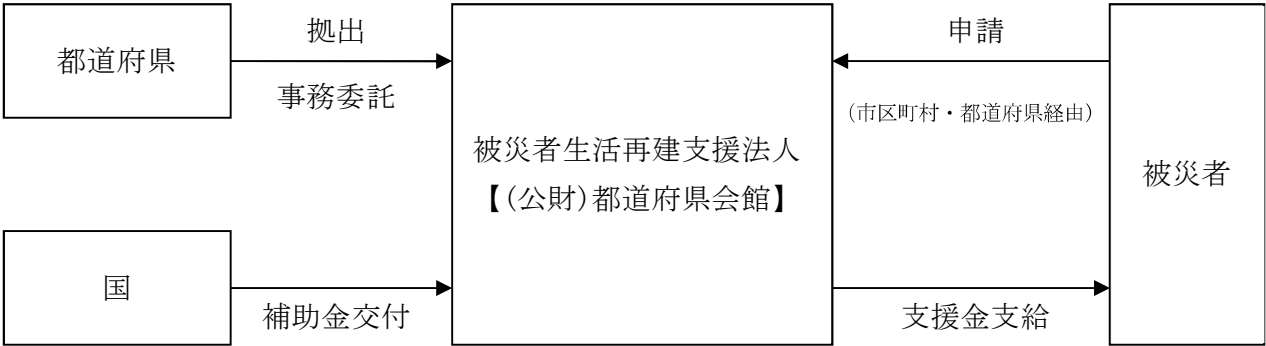
※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

基礎支援金及び加算支援金（令和2年12月現在）

基礎支援金		加算支援金		計
(住宅の被害程度)		(住宅の再建方法)		
(3) ア：全壊（損害割合50%以上） (3) イ：解体 (3) ウ：長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補 修	100万円	200万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円
(3) エ：大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補 修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円
(3) オ：中規模半壊	－	建設・購入	100万円	100万円
		補 修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



〔所管：内閣府〕（支援金の1/2）

第6 り災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、統一様式により被災者にり災証明書を交付する。

※資料8-8「り災証明書（統一様式）」

住家等の被害程度の調査にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月）に基づく被害認定区分（6区分）」により調査するものとし、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

被害認定区分（6区分）（令和6年5月現在）

被害の程度	損害割合
全 壊	50%以上
大規模半壊	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上40%未満
半 壊	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満
準半壊に至らない （一部損壊）	10%未満

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

市は、大阪府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったとき、被災者に関する情報を大阪府に要請して、被災者台帳を作成する。また、総務省は、市における罹災証明書の申請などの生活支援情報等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、大阪府内の他被災市町村と調査・判定方法にばらつきが生じないように、課題の共有や対応の検討、市へのノウハウの提供を行うこと等を大阪府に要請する。

第3節 中小企業の復旧支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、あらかじめ高石商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第1 市の措置

中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や大阪府の講じる措置に協力するとともに、高石商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

1 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

2 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金の貸付を行う。

3 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

市は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 市の措置

農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

1 天災融資資金（天災融資法）

融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。

大阪府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図るうえで、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

1 復旧計画

- (1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを市及び関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。

加えて、利用者に対し、市ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第2 下水道（市、大阪府）

1 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

第6 共同溝・電線共同溝（市、大阪府、近畿地方整備局）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

1 復旧計画

- (1) 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- (2) 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- (3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相

談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

2 広報

災害時においては、大阪府や関係機関等への情報提供に努める。

第8 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

1 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (3) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

2 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第9 道路（市、大阪府、近畿地方整備局）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- (4) 市は、市の工事の実施体制等の実情を勘案して、市に代わって大阪府が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると判断される場合には、大阪府に対し、権限代行制度により、市に代わって工事を行うことを要請する。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 復興の基本方針

第1節 復興の基本方針

大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに大阪府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、大阪府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

第1 復興に向けた取組み

市は、大規模災害により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

第2 復興計画の作成

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- 1 復興計画の区域
- 2 復興計画の目標
- 3 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域

第2章 復興の基本方針
第1節 復興の基本方針

住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

- 6 復興計画の期間
- 7 その他復興事業の実施に関し必要な事項

第1編 総則

第2編 災害予
防対策

第3編 地震災
害応急対策

第4編 風水害
災害応急対策

第5編 事故等
災害応急対策

第6編 災害復
旧・復興対策

附属1 東海地震の
警戒態勢に伴う対応

附属2 南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編